

保長介第2259号
令和3年7月30日

指定居宅介護支援事業所 管理者
指定介護予防支援事業所 管理者
無料低額宿泊所 施設長
無料低額宿泊所と同様の事業を行う施設の長

様

さいたま市長 清水 勇人
(公 印 省 略)

無料低額宿泊所等の入居者に対する介護サービスの取扱いについて（通知）

平素より、本市の福祉行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

従来、本市では無料低額宿泊所等を「居宅」とみなさず、無料低額宿泊所等の入居者に対する介護サービスの提供を一律に制限してまいりました。

しかしながら、令和2年4月1日に改正社会福祉法が施行され、無料低額宿泊所等に「居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場」としての役割が示されたことに伴い、このたび取扱いを整理し、別紙「さいたま市無料低額宿泊所等の入居者に対する介護サービスの取扱いに関する基準」を定めましたので通知します。

なお、この基準の制定にあたっては、無料低額宿泊所等における居宅生活の準備や訓練を行う機能に着目し、適切なサービス提供により独立した日常生活を営み、退居に結びつける趣旨であることを申添えるもので、その運用にあたって留意していただくようお願いいたします。

担当 保健福祉局長寿応援部介護保険課
介護保険係 百澤、櫻井

直通 048-829-1264

FAX 048-829-1981

E-mail: kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp